# 困ったとき、わからないときは・・・

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所 県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ

0229-22-4611

栗原圏

大崎圏

仙南圏

仙台圏

~-1

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センタ・ 0226-22-8222

気仙沼・本吉圏

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター

0226-22-7000

0220-22-5700

登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所 県民サービスセンタ-

0225-93-5700

仙台弁護士会 石巻法律相談センタ・

0225-23-5451

宮城県消費生活センタ・

022-261-5161

仙台弁護士会 法律相談センタ-

022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

県南法律相談センタ・

0224-52-5898

#### **諸ホットライン**

88(嫌や!

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

#

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00 ※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、

みやぎの消費生活情報







本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html

本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

## みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAG

#### INDEX

- ◆「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に!?
- ◆住宅の修理に関するトラブルにご注意を!
- ◆賃貸住宅の原状回復トラブル

2020

Pebruary 月号

第119号



### 「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に!?

#### 翻影響列列



動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し 500 円という広告を見て注文し商品が届いた。その後、同じ商品と一緒に代金 6,500 円の請求書が届いた。業者に問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。500円のお試しのみの購入で定期購入が条件とは思わず注文し

消費者庁イラスト集よりたので、解約できないか。

#### ★アドバイス★

- 「2回目に数ヶ月分の商品が一度に届いた。」「業者に電話がつながらず解約できない。」 「定期購入契約を解約するには通常価格で商品を購入する必要があると言われた。」といった ご相談が多く寄せられています。
- 「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など契約内容を しっかり確認しましょう。
- 「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約、返品に関する条件をしっかり確認しましょう。
- 注文画面や事業者に連絡した記録を残しましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。

\_消費者ホットライン「188(いやや!)泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。 ひとりで悩まず相談しましょう!



#### 住宅の修理に関するトラブルにご注意を!

#### 翻談到例



消費者庁イラスト集より

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので 点検したい。」と業者が訪問してきた。点検した後、業者に撮影した瓦の映像 を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに 工事をしたほうがいい。」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地 域に来ているので今でないと契約できない。」とせかされ、約40万円の契約 をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは できない。」と怒鳴られた。

#### ★アドバイス★

「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。

点検と称して訪問してくる業者は、工事や清掃サービス等の契約を締結させるために、言 葉巧みに消費者の不安をあおろうとします。

業者が訪問してきた場合は、まずは点検させないことが大事です。

● 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、<u>業者の話をうのみにしない</u>ようにしましょう。

工事が必要と言われた場合には、別の専門家に確認を依頼するなど、<u>業者の点検結果をう</u>のみにしないようにしましょう。

写真や映像を見せられることがありますが、その場合でも、まずはその写真や映像が<u>自分</u> **の家のものかどうか、落ち着いて確認**しましょう。写真の日付や映像のデータ保存日を確認 するのも一つの方法です。

◆ <u>その場で契約しない</u>ようにしましょう。

住宅の工事は即決できるものではありません。「すぐにやらないと大変なことになる。」等、 考える時間を与えずに**契約をせかす業者とは契約しない**ようにしましょう。

工事の契約をする場合は、<u>複数の業者から見積もり</u>を取って<u>比較検討する</u>ことが大切です。

契約するときは契約書の内容をしっかり確認しましょう。

契約をする前に、<u>事前に</u>見積書、工事・サービスの内容の詳細をしっかり確認して、どのような作業に対し、いくらかかっているのか<u>把握</u>しましょう。

保険での修理をもちかけてくる業者との契約は避けましょう。

保険金を前提とした修繕契約の勧誘を受けた場合には、勧誘に応じずに、 まず加入先の損害保険会社または代理店に相談してください。

● 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口ご相談ください



#### 賃貸住宅の原状回復トラブル

消費生活センターには、アパートなどの賃貸住宅に関する相談、特に退去時の原状回復費用に関する相談が多く寄せられています。

借主が負担する原状回復費用は、原則、借主の不注意により生じた傷・汚れ、壊したものの補修費用です(下表参照)。しかし、借主が「自分が付けた傷ではない。」と主張しても、入居中に付けたものとして、貸主が費用負担を求めるというトラブルが発生しています。

不動産会社から原状回復費用の請求書が届いたが、見積額が敷金を超えていた。自分の不注意で傷付けてしまった壁紙の張替代は納得しているが、入居当初から穴があいていた襖の張替代は納得いかない。



#### ★アドバイス★

契約前に説明をしっかり聞きましょう。

不動産業者(代理または仲介の場合)には、契約の前までに借主に<u>重要事項説明書</u>を交付して説明することが義務づけられています。重要事項説明は、契約するかどうかを判断するための重要なものです。不明な点は遠慮なく質問して確認しましょう。

入居・退去時には、できる限り貸主の立ち会りの下で部屋の現状を確認しましょう。

入居時の確認は特に大事です。退去時の原状回復費用は、

入居時の傷の有無などが基準になることから、リフォームの有無、

天井・床・壁・建具・設備機器の傷や汚れなどの有無のほか、

設備の整備状況などを確認し、日付入りで写真に撮り、

傷や汚れであることの立証責任は、貸主にあります。

記録しておきましょう。なお、借主が入居中に生じさせた

退去時に示された原状回復費用の内訳について、 貸主に十分な説明を求めましょう。



修繕費の明細を記載した見積書や請求書等を出してもらいましょう。

書面の内容をよく確認し、疑問に思う点や納得いかない点があれば、貸主にその旨を伝え、 なぜ支払う必要があるのか説明してもらいましょう。

困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

負担区分	損耗の区分	例
貸主の負担	自然損耗 (経年劣化)	畳・クロス・床材などの自然変色、 設備機器の通常使用による故障など
	通常損耗	電気製品による後部壁面の電気焼 け、家具の設置跡など
借主の負担	借主の不注意等に より生じた損耗	喫煙による汚損、子どもの落書き、 ペットによる傷など



©宮城県・旭プロダクション